



夫45歳 妻・子1人 年収800万円の場合



10年間の税制メリット

4,441,000円(最大)

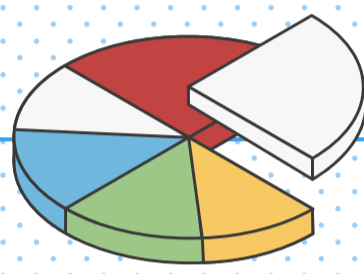
10年間の税金
7,206,000円



[2つの質問に答えてより正確に診断](#) >

[プラン実行・ご相談](#) >

[< 入力内容の変更](#)



1年間の税制メリット(令和1年)

合計 444,000円/年

生命保険料控除の税制メリット

あと 7,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%



[活用状況を詳しくみる](#) >

[生命保険料控除とは](#)

※最大控除額120,000円を想定しています。

※源泉徴収票の解析では生命保険料控除の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

iDecoの税制メリット

あと 29,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%



[掛け金上限表をみる](#) >

[iDecoとは](#)

※掛金の上限は年間276,000円を想定しています。

※既に小規模企業共済等掛金控除の適用を受けている方は、60歳を超えても源泉徴収票記載の控除を受ける計算しています。

※iDecoの拠出期間は60歳までです。

源泉徴収票の解析では小規模企業共済掛金制度の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

住宅ローン控除の税制メリット

406,000円(最大)



[住宅ローン控除とは](#)

※住宅借入金等特別控除対象住宅において以下の条件で住宅ローンを利用した場合を想定しています。(借入金額5,500万円・返済期間35年・元利均等返済・半年ごとの増加加算返済利用なし)

※借入利率が0.5%から返済期間中に変動しない場合を想定しています。

[2つの質問に答えてより正確に診断](#) >

[プラン実行・ご相談](#) >

[< 入力内容の変更](#)

※税制優遇制度を適用した場合の差額は概算で計算されているため、各税制優遇制度を適用した場合の差額の合計と全ての税制優遇制度を適用した場合の差額が一致しないことがあります。

※診断結果の表示金額は千円未満切り捨てとしております。

※本サイトにおいて公開されている情報につきましては、営業に利用することはもちろん、第三者へ提供する目的で情報を転用、複製、販売、加工、再利用及び再配信することを固く禁じます。

※掲載情報やコンテンツのご利用により利用者が被ったいかなる損害についても、運営者、投稿者及び情報提供者は一切の責任を負いません。

※診断結果は2019年11月で施行されている税制といただいた情報に基づいて計算しておりますので、今後税制が改正された場合やお客さまの源泉徴収表の値が変更になった場合は、結果が変わる可能性があります。

※診断結果はあくまでシミュレーションであり、概算金額を示唆・保証するものではありません。

※本サービスは、ご参考としての情報提供を目的としており、正確性および信頼性を保証するものではありません。

※本サービスにおける税制優遇制度とは、保険料控除、iDeCo、住宅ローン控除としています。また、給与所得者のみを対象にしたシミュレーションであり、その他の所得については考慮していません。

※税制に関する事項については、最寄の税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

※税率変更等により発生した調整額は各制度金額に均等配分されています。